

## 「核兵器禁止条約」を吟味する(8)

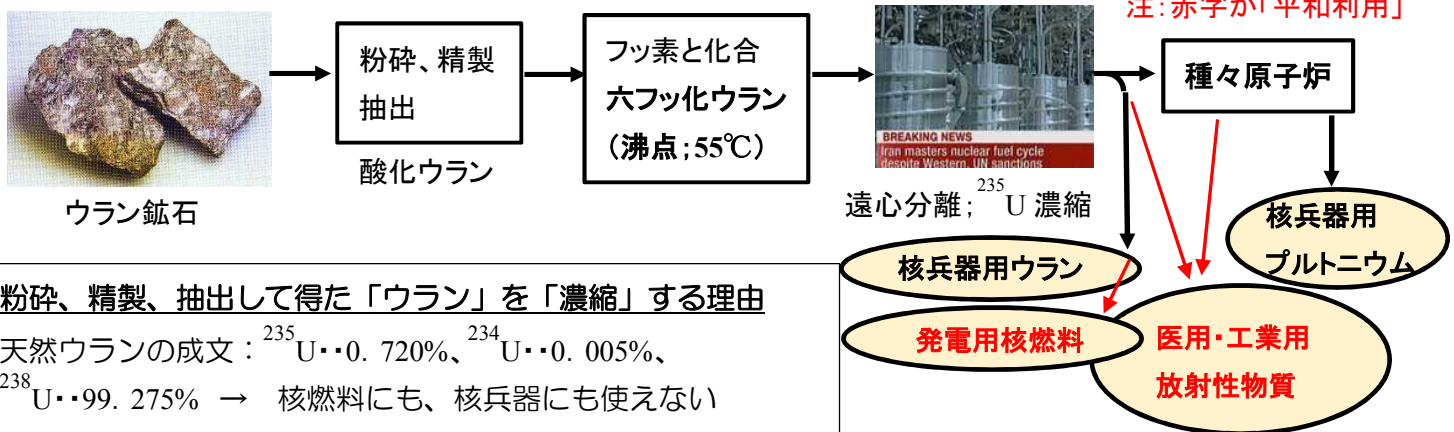
平和と安全を求める被爆者たちの会:2021/05/18

※「核兵器禁止条約」の加盟国・・・吟味(7)の21/02/19以降、54ヶ国のままである。

今回の視点:「核禁条約」の視野に疑問・・・医用、工業用放射性物質製造も「核技術」

「核禁条約」の大前提(前文):本条約は、締約諸国が一切の差別なく平和目的での核エネルギーの研究と生産、使用を進めるとい譲れない権利に悪影響を及ぼさない。

略解説: <核物質の製造方法>・・・(再処理等のフィードバックをここでは割愛)



### 粉碎、精製、抽出して得た「ウラン」を「濃縮」する理由

天然ウランの成文:  $^{235}\text{U}$ ・・・0.720%、 $^{234}\text{U}$ ・・・0.005%、 $^{238}\text{U}$ ・・・99.275% → 核燃料にも、核兵器にも使えない

核燃料:  $^{235}\text{U}$ ・・・3%以上 核兵器級:  $^{235}\text{U}$ ・・・90%以上

が必要!・・・フッ素(半導体用フッ化水素など利用)と化合すると、55°C以上でウラン気化 → 遠心分離(濃縮)可能

### 医(療)用放射性物質の使用例

ガン放射線治療、ガン病巣検査、血管造影、・・・等 原料物質; 日本、100%輸入

## ▼「核兵器禁止条約」と「NPT(核拡散防止条約)」の 平和利用を推進する条文

### 核兵器禁止条約(前文)

核軍縮と不拡散体制の礎石である核拡散防止条約の完全かつ効果的な履行は国際平和と安全を促進する上で極めて重要な役割を有する

### NPT 第5条3

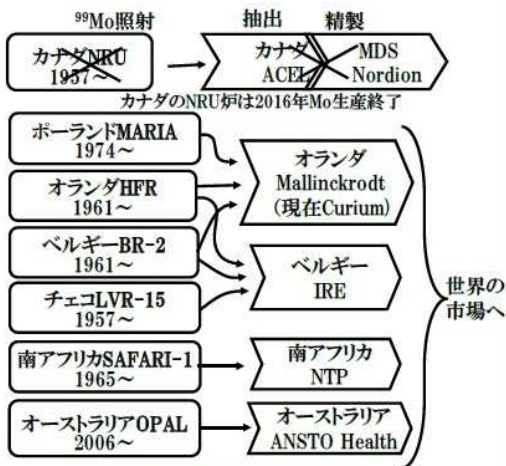
締約国の経済若しくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力(平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。)を妨げない

※「核兵器禁止条約」は、NPTの規定と矛盾しないように、それを「礎石」としている。

NPTは、核物質、処理、使用・生産設備まで、国家間で移転することを承認している。

※両条約とも「IAEA」との「保障措置協定」(日本も締結済)を前提にした平和利用促進

<医（療）用放射性物質の供給元の変化と核物質>



医用放射性物質(Mo99;モリブデン99)を製造していた主な原子炉

国名	研究機関名	原子炉の名称	熱出力 (MW)	ウラン濃度
カナダ	カナダ原子力公社 (AECL)	NRU	135	93%
ベルギー	ベルギー原子力研究センター (SCK・CEN))	BR-2	100	74~93%
フランス	フランス原子力庁 (CEA)	OSIRIS	70	93%
オランダ	オランダエネルギー研究機構 (NECSA)	HFR	45	93%
南アフリカ	南アフリカ原子力公社 (NECSA)	SAFAR-1	20	36~45%

★RI 関連資料より抽出



※世界の主な生産炉は老朽化が進んでいる。

注：左図は原子炉老朽化により変化した現状（2018年）、右図は過去の主な原子炉の概要

—ウラン濃度は「核兵器級」を使用していた（現在？）；核兵器国からの移転がある—

※Mo99（モリブデン99）は医療用放射性物質の原料として、他の物質を製造する元になる

一方、「核兵器禁止条約」は“核兵器開発”への処罰を求めている。

「核兵器禁止条約」第5条（国家の履行）

2. 締約各国は、個人またはその管轄・支配にある区域で行われる本条約の禁止行為を防止し抑制するため、刑事罰の強制を含め、全ての適切な法律上、行政上あるいはそれ以外の措置を導入。

疑問1：ウラン鉱から核燃料～核兵器原料、医療、工業用核物質を得る技術は共通する。

では「禁止行為」はどこまで？ 誰が判定？ 核兵器技術を知る者しか判定できない！

疑問2：核技術を知る人間の維持、技術研究の発展無ければ、「禁止行為」が摘発できない。

これは「核廃絶」とは矛盾。核技術の知見ある者の移動や国籍変更の自由は如何に？

疑問3：「核兵器級」の核物質も取り扱える、医用原子炉は民間企業であり内容は企業機密。

「核兵器禁止条約」の求める「申告」で除外するか？南アフリカ（批准国）は？

疑問4：核物質以外の核兵器製造に使われる工業技術もまた、他の製品製造技術と共通する。

例：核ミサイル技術⇌宇宙探査ロケット、回転体の技術⇌ウラン遠心分離

よって「核兵器禁止条約」第5条は！

- ・テクノロジーへの認識欠如
- ・規定内容が前文の謳う目的と手段が不整合
- ・運用の暴走で、加盟国の「技術発展」を阻止するかもしれない諸刃の剣！

やはり！！

「核兵器禁止条約」は日米安全保障条約の安定性を損ない、日本の平和と安全を危機に陥れ、科学技術の発展まで阻止する危険がある。加盟国だけが義務を負う条約に、専制的体制の核兵器国は一切の影響を受けない。条約発効でも、北朝鮮は核恫喝を止めない。困って、当会は、「核兵器禁止条約」の批准を日本政府に求める。広島市の施策に賛成しない！